

相続税の税理士報酬規定による報酬計算請求書

(平成元年6月改訂)

(現在は税理士会の報酬規定は存在しません)

報 酬 基 準		報 酬 計 算
遺産の総額		円
申告書第1表の①金額		
贈与財産		
生命保険金の非課税額		
退職手当金の非課税額		
小規模宅地等の減税額		
合計 (遺産の総額)		
1 税務代理報酬額		
(イ) 基本報酬額	100,000円	①
(ロ) 遺産の総額基準額		
(遺産の総額) 3,000万円未満	6,000円	
5,000万円未満	200,000円	
7,000万円未満	350,000円	
1億円未満	600,000円	
3億円未満	850,000円	
5億円未満	1,100,000円	
7億円未満	1,350,000円	
10億円未満	1,700,000円	
10億円以上	1,800,000円	
1億円増すごとに10万円を加算		
該当金額		②
(ハ) 共同相続人の数による加算額(相続人総数-1人)		
(ロ)の報酬額×10%×共同相続人の数		
0円×10%× 人		③
合計税務代理報酬額	①+②+③	④
2 税務書類の作成報酬	④×50%	⑤ サービス
3 著しく複雑な事案加算額	(④+⑤)×100%限度	⑥
4 資料収集等の係る日当	50,000円× 日	⑦
5 旅費等その他		⑧
報酬規定限度額		⑨
報酬調整額		%値引 △
報酬合計		
消費税		
税込報酬額		

上記のとおり、税務代理及び税務書類作成報酬額について計算請求申しあげます。

平成 年 月 日

様

税理士法人優和

東京税理士会芝支部

税理士